

公立大学法人横浜市立大学
一般競争入札参加者要領

令和3年12月1日制定

(趣旨)

第1条 公立大学法人横浜市立大学（以下「本法人」という。）が行う一般競争入札の参加者に対し本法人が明示する事項については、別に定めるもののほか、この要領（以下「本要領」という。）の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 本要領において、次の用語の意義はそれぞれに定めるところによる。

(1) 一般競争入札

地方自治法施行令第167条の5の2に規定する入札と同様に、契約ごとに必要な入札参加資格を定め、入札書提出後に最低価格入札者の参加資格を審査して落札決定する一般競争入札（以下「入札」という。）をいう。

(2) 告示

本法人が実施を予定する入札に関し、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）に定めるところにより行う、当該入札の実施及び内容の公表、並びに公表のため作成する文書及び当該文書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。

(入札告示)

第3条 入札について必要な事項は、告示により定める。

2 告示は、掲示又はその他の方法により行う。

3 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の資格は、入札を執行する前には確認しないものとする。

(設計図書等の配布、閲覧)

第4条 入札の積算に使用するための設計図書等は、告示で指定する日時及び場所において、配布するとともに告示の日から閲覧に供する。

(入札に参加させることができない者)

第5条 入札参加者は、本法人が特別の必要があると認めた場合のほか、次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。

(1) 成年後見人、被保佐人及び契約締結に関し同意権付与の審判を受けた補助人。

(2) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(3) 本法人又は横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争入札参加停止及び指名停止の措置を受けたとき。

(4) 入札参加に必要な条件を満たさなくなったとき。

(入札に参加させないことができる者)

第6条 入札参加者が次のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使

用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その者は入札に参加することができない。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 入札において、その公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 契約の適正な履行を確保するため本法人が行う監督又は検査（本法人が外部委託により行う監督又は検査を含む。）の実施を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 前各号に該当する者を入札代理人として使用した者。

(入札に参加できない者)

第7条 入札参加者が次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができない。

(1) 正当な理由がなく、設計図書等を指定した期日に受領又は閲覧しなかったとき。

(2) 入札に遅参したとき。

(3) 告示その他に定めがあるとき。

(入札保証金)

第8条 入札参加者は、入札金額（単価による入札にあつては、入札単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めなければならない。ただし、本法人があらかじめ告示に定めるところにより、その必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の保証金は、本法人が指定する金融機関に振り込むものとする。

(入札保証金等の納付の免除)

第9条 本法人は、次のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(1) 入札参加者が保険会社との間に本法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前に当該保険証券を本法人に提出したとき。

(2) 落札者が契約を結ばないこととなるおそれが無いと認められるとき。

(入札説明会)

第10条 本法人は、入札告示で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会を開催することがある。

(入札)

第11条 入札参加者は、本法人が示した設計書、仕様書、図面その他の関係図書、本要領、契約事務取扱規程、告示、契約約款その他契約に必要な事項を熟覧検討のうえ入札しなければならない。この場合において、本法人が示した設計書、仕様書、図面その他の関係図書について記載内容に疑義又は不明な点があるときは、本法人に質問書（別紙第1号様式）を提出し説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙第2号様式）に必要な事項を記載し、告示において示した日時及び場所においてこれを提出しなければならない。

3 入札書に記載する事項は、次の事項とする。

(1) 件名

(2) 入札回数、入札日、入札金額

(3) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）

(4) 代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人等の氏名

(5) 書留郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の場合、くじ番号

(6) その他告示等及び入札説明書により指定する事項

4 入札書の提出日と開札日が同日でない入札書にあつては、当該入札書を封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び競争に付する事項を朱書きで明記のうえ、当該封書を指定の日時まで提出しなければならない。

5 入札に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 入札参加者は、告示において合併入札によることを示した入札は、入札書に記載すべき事項のうち、件名については全件名、金額については特に指示がある場合を除き合計金額で提出しなければならない。

7 入札保証金の納付を要する場合においては、入札参加者は、入札保証金納付書（別紙、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱要領（以下「契約事務取扱要領」という。）第1号様式）又は入札保証保険証書提出書（契約事務取扱要領第2号様式、契約締結を証明する証書を添付）を入札書に添付しなければならない。

8 郵便入札は、告示において認めた場合にのみ、告示で定める方法によりすることができる。

9 入札は、告示において単価によるべきこと等特に指示がある場合を除き、総価により行わなければならない。

10 入札参加者は、入札室において、入札参加者同士での会話及び電子機器の使用を行うことはできない。

11 入札室には、入札参加者及び入札執行事務に関連のある本法人職員並びに立会職員以外の者は入室することができない。また、入札参加者は、入札開始後は、入札担当者の了解を得ずに、入札室の入退室はできない。

12 入札参加者は、告示に定めがある場合には、契約履行を確認する書類等を提出しなければならない。この場合において、告示に定める必要な書類を提出できず、又は提出書類が要件を満たさないときは、入札に参加することはできない。

13 入札参加者は、入札に関し入札担当者の指示に従わなければならない。

(入札の不参加及び辞退)

第12条 入札参加者は、第4条に規定する入札の積算に使用するための設計図書等の配布を受け又は閲覧した場合であっても、入札に不参加とすることができる。

2 入札の執行中に入札を辞退するときは、入札書にその旨を明記し提出する。

3 入札参加者は、前2項を理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第13条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(代理人による入札)

第14条 代理人等が入札する場合は、当該代理人を通じて代理委任状（別紙第3号様式）を提出しなければならない。

(入札の排除)

第15条 入札者が入札に関し妨害又は不正の行為があると認められるときは、その者の入札を排除し、及びその者を入札室外に退去させることができる。

(入札の延期等)

第16条 本法人は、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。この場合、入札参加者は、配布済の設計図書等を返却しなければならない。

2 前項の規定に基づく入札の延期、中止又は取消しに伴い入札参加者に発生した損害は、入札参加者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、設計図書を有償で配布した場合、納付済の設計図書代金については、返還する。

(提出した入札書の書換え等の禁止)

第17条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え、変更、取消又は撤回をすることができない。

(開札)

第18条 開札は、告示において指定した日時・場所において行う。

2 入札者は、前項の開札に立ち会わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない法人職員を立ち会わせるものとする。

3 郵便入札の場合、入札参加者ごとに1名まで入札に立ち会うことができる。

(入札の無効)

第19条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 告示に示した入札に参加する資格がない者のした入札

(2) 郵便入札の場合において、その送付に係る入札書が所定の日時までに所定の場所に到達しないもの

(3) 所定の日時までに所定の入札保証金の納付をしない者のした入札及び告示に示した入札参加者等に要求される事項を履行しなかった者が提出したもの

(4) 入札書に金額若しくは件名を記載せず、又はその記載がはっきりしないもの

(5) 入札書の件名の表示に重大な誤りがあるもの

(6) 指示された入札方法によらない入札又は一定の金額で価格を表示していない入札

(7) 入札書の金額の表示を改ざんしたもの、又は訂正したもの

(8) 合併入札の場合において、入札書に全件名を記載していないもの

(9) 入札書に入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)のないもの若しくは判然としないもの

(10) 代理人等が入札する場合において、入札書に入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人等であることの表示、当該代理人等の氏名のないもの若しくは判然としないもの(記載のないもの又は判然としない事項が、入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称若しくは商号及び代表者の氏名)又は代理人等であることの表示である場合には、正当な代理人等であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)

(11) 一の入札事項に対し2通以上の入札をしたもの

(12) 他の者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札

(13) 第15条の行為をした者のした入札

(14) 前各号のほか、告示において指定した入札条件に違反した入札

(落札候補者)

第20条 予定価格の制限の範囲内で最低(収入の場合は最高)の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

(くじによる落札者の決定)

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり本法人職員にくじを引かせるものとする。

3 くじによる落札候補者の決定にあたっては、くじを引く順位を決めるくじを引かせた後、落札決定のためのくじを引かせるものとする。ただし、郵便入札の場合は、郵便入札におけるくじの方法に関する要領の規定により落札候補者を決定する。

(再度入札)

第22条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内での価格で入札がないときは、再度入札を行うことがある。

2 再度入札の回数は、1回とする。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、その前回の入札が第19条の規定により無効とされた者を除くものとする。

4 当初の入札において入札保証金の納付を要したものについて再度入札をする場合においては、当初の入札に係る入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとする。

5 再度の入札を行う場合においては、最初の入札で定めた予定価格その他の条件を変更しない。

6 再度入札において予定価格の制限の範囲内での価格で入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と予定価格の制限の範囲内で随意契約の交渉を行うことがある。

(入札参加資格の確認)

第23条 落札候補者は、契約ごとに告示において定める書類を本法人に提出しなければならない。

2 本法人は、前項の提出書類等により、告示において定めた入札参加資格について審査し、落札候補者が、当該契約に係る入札参加資格を満たす者であることを確認するものとする。

3 本法人は、前項の審査により入札参加資格を満たさないことを確認した落札候補者については、口頭又は文書等により通知するものとし、当該契約の落札者として決定しないものとする。

(入札参加者の確認書類)

第24条 前条第1項の契約ごとに告示において定める書類は、次のとおりとする。

(1) 当該契約の履行について一定以上の資格又は経験を必要とされる技術者等の配置を必要とする場合において、当該技術者等の配置計画。

(2) 当該契約と同種で、かつ、同規模の契約に関する履行実績が必要であると判断される場合において、

実績に関する履歴

- (3) 契約の性質上特殊な技術又は機械器具等を必要とする場合において、契約の履行に供することが出来る当該特殊な技術又は機械器具等に関する一覧
- (4) 当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合において、当該許可、認可等の証明
- (5) その他本法人が特に必要と定める書類
(適格性の審査)

第25条 本法人は、落札候補者について、第23条第2項の規定による入札参加資格の確認と併せて、当該契約の相手方としての適格性を審査するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する者は当該契約の相手方としての適格性に欠ける者（以下「不適格者」という。）と認定し、当該契約の落札者として決定しないものとする。

- (1) 参加停止措置 現に本法人又は横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争入札参加停止及び指名停止措置を受けた者
- (2) 経営及び信用状況 「不渡り」や主要取引先との取引停止等の報告を受け、経営状況が健全でないと判断される者
- (3) 不正又は不誠実な行為 法令等に抵触するおそれがある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であるなど、契約の相手方とすることにより本法人の信頼が損なわれると判断される者
- (4) 債務不履行 本法人と締結した物品・委託等の契約に関し、現に債務不履行がある者（ただし、債務不履行について本法人と係争中である者は除く。）
- (5) 現に受注している契約の進捗状況 本法人の発注した契約に関し、その受注業者の責めに帰すべき事由による相当の遅れが生じ、今後の状況改善が期待できないと判断される者
- (6) その他 その他本法人が特に認めた要件に該当すると判断される者

2 前項の規定による審査の結果、不適格者と認定した場合は、口頭又は文書等により通知するものとする。

(落札者の決定)

第26条 第23条及び第25条の規定に基づく審査により落札候補者の適格性が確認できた場合、落札者として決定する。

2 落札者が決定したときは、その旨を口頭又は文書等により通知する。

3 落札者は、本法人から入札の根拠となる書類の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(最低価格の入札者を落札候補者としないうことが出来る契約)

第27条 入札において、次のいずれかに該当するときは、第20条の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者

とせず、この者を除いた予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうちから、最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者（以下「次順位者」という。）とすることができる。

- (1) あらかじめ最低制限価格を設けたとき。
- (2) あらかじめ調査基準価格を設けた場合にあって、最低価格入札者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき。

(3) その他落札候補者となることが不適当であることが明確であると認められるとき。

(低入札価格調査の実施)

第28条 前条第2項第1号及び第2号に該当する入札が行われたときは、落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、契約事務取扱規程及び契約事務取扱要領に定めるところにより調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。

2 前項の調査の対象となった者は、調査に協力しなければならない。

(低入札における落札者の決定)

第29条 低入札価格調査の結果、落札者を決定したときは、直ちに、次により落札決定の通知をするものとする。

(1) 最終競争参加者等に次に掲げる事項を口頭又は文書等で通知する。

ア 競争に付した事項

イ 落札金額

ウ 落札者氏名（法人の場合は、その名称又は商号）

(2) 次順位者を落札者とした場合は、最低価格入札者には前項の通知事項に加え、次に定める事項を口頭又は文書等で通知するものとする。

ア 落札者とならなかった理由

イ その他必要な事項

(次順位者との交渉)

第30条 第23条第3項若しくは第25条第1項の規定により落札候補者を当該契約の落札者として決定しない場合又は第31条の規定により落札者の契約辞退に応じる場合は、次順位者と随意契約の交渉を行うことがある。

(異議等の申立)

第31条 入札参加者は、入札後、設計書、仕様書、図面及びその他の関係図書並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 設計書、仕様書、図面及びその他の関係図書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落

が、提示された文書等の相互の関係から明らかであるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

(落札決定後の契約辞退)

第32条 落札決定後、落札者は、原則として、契約の辞退を申し出ることができない。落札者が自らの責に帰すべき事由により契約の辞退を申し出た場合は、契約事務取扱規程に基づき以後期限を定めて本法人の入札に参加させないことができることを教示した上で、これに応じるものとする。

(契約書の提出)

第33条 落札者は、第26条第2項の通知を受けた日から7日以内に契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項及びその他履行に関する必要な条項を記載した契約書（設計書、仕様書、図面及びその他の関係図書の添付を含む。）を作成し、記名押印のうえ、これを提出しなければならない。ただし、本法人が必要と認めるときは、当該期間を伸縮することがある。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは、その者と契約を締結しないことがある。

3 契約書の作成を省略する場合には、あらかじめ告示において指示する。

4 前項の規定により契約書の作成を省略する場合、落札者は必要に応じて契約の事実を明らかにする書類を提出しなければならない。

(契約の確定)

第34条 契約は、本法人が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。ただし、契約書の作成を省略する場合には、落札者が契約の事実を明らかにする書類を提出したときに確定する。

(契約保証金)

第35条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を、契約書の提出のときまでに、納めなければならない。ただし、本法人があらかじめ告示に定めるところにより、その必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の保証金は、法人が指定する金融機関に振り込むものとする。

3 落札者は、契約保証金を振り込んだときは、契約保証金納付書（別紙契約事務取扱要領第4号様式）に振込を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(契約保証金等の納付の免除)

第36条 本法人は、次のいずれかに該当すると認めるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(1) 落札者が保険会社との間に本法人を被保険者とす

る履行保証保険契約を締結し、保険証券を本法人に提出したとき。

(2) 落札者が、原則として過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と、金額をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、落札者が契約を履行しないおそれがなく、契約保証の必要がないと認められるとき。

2 落札者は、契約保証金に代えて、前項第1号に規定する契約を締結したときは、履行保証保険証書等提出書（別紙契約事務取扱要領第5号様式）に契約締結を証明する証書を添付して提出しなければならない。

(契約保証金を納付しない場合の措置)

第37条 落札者が契約書の提出のときまでに、契約保証金を振込まず又は前条に規定する契約保証金の免除措置を講じられないときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(契約保証金の処理)

第38条 契約保証金は契約の相手方が契約を履行した後、速やかに返還するものとする。

2 契約保証金は、これを納付した者が契約上の義務を履行しないときは、本法人に帰属させるものとし、返還しない。

(入札保証金等の返還)

第39条 入札保証金等は、入札の終了後又は入札の中止若しくは取消しの場合に返還する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に返還する。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。

(入札保証金に対する利子)

第40条 入札保証金には、利子を付さない。

(入札保証金等の没収)

第41条 落札者の納付に係る入札保証金は、落札者が契約を結ばないときは法人に帰属させるものとし、返還しない。

(予算決定前の契約)

第42条 予算決定前に、予算の決定を停止条件（予定する入札及び契約の実施が、予算の決定が成されるまで停止されること。）として入札を行う場合がある。この場合においては、予算の決定がなされないときは、入札前にあつては入札を中止し、落札決定後にあつては契約を締結しないものとする。

(随意契約への準用)

第43条 本法人が随意契約（見積もり合せを含む。）を行う際の手続に当たっては、この要領の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(第1号様式)

質 問 書

年 月 日

(提出先)

公立大学法人横浜市立大学

課

担当

(質問者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

契約番号	件名	

上記件名に係る契約について、次のとおり質問します。

部署		TEL	
担当者氏名		メール	

番 号	質 問 内 容

仕様(設計)書の内容等について質問がある場合は、入札説明書に記載した質問締切日時までに、質問内容を記載したこの用紙をメールで送信し、**その旨を電話でお知らせください**。
質問欄が足りない場合は、適宜行を挿入して記入してください。
また、別紙に質問を記入した場合は、本様式に添付してお送りください。

【送信先】 公立大学法人横浜市立大学 課 担当
(電子メールアドレス) (電話)

質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

【注意事項】

質問書には、告示で掲出している仕様(設計)書、図書資料についての質問を記載してください。
入札や契約に係る事務手続きなどは質問書に記載せず、入札説明書記載の契約担当課へご連絡ください。

入 札 書

年 月 日

(あて先)

公立大学法人横浜市立大学
理事長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

代理人氏名
(対面入札のみ)

次の金額で、関係書類を熟覧の上、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程を
遵守し入札します。

金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(入札金額＝契約希望金額×100／110とし、総価を記入)

郵便入札の
み
く じ 番 号

--	--	--

郵便入札の場合は、
任意の3桁の数字を記入

契約番号	件名	
------	----	--

(契約担当者部署名)	
(フリガナ) (契約担当者氏名)	
(契約担当者TEL)	
(契約担当者メール)	

(注意)

- 1 入札書に記載する金額は総価とし、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を記載してください。契約金額は、入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とします。
- 2 郵便入札の場合、くじ番号は000から999の範囲内で、3桁の数字を記入してください。くじ番号が不明瞭又は未記入の場合は、該当部分に「9」を割り当てます。
- 3 鉛筆、その他容易に消去可能な筆記具を使用して記載した場合、無効となります。

(第3号様式)

委任状

年 月 日

(あて先)

公立大学法人横浜市立大学
理事長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

私は、 _____ を代理人と定め、次の権限を委任します。

委任事項

契約番号	件名	

_____ 年 月 日 に公立大学法人横浜市立大学が行う上記件名の入札及び見積り

に関する一切の権限